

仕 様 書 (案)

1. 事業名

令和4年度 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（実証事業）
「観光DX推進による訪日外国人の回遊性と消費額の向上に向けた実証事業」

2. 事業目的

コロナ前の妙高市では、「ディープスノー」、「パウダースノー」を求めオーストラリア、アジア圏からの来訪者が増加していたが、訪日外国人の立ち寄るスポットを把握できなかったため十分にビジネスに結び付けられない状況であった。また、多言語案内や二次交通など受入環境整備が追いついていないため、回遊性が低く消費額の向上に繋がられていない。

そのため、アフターコロナを見据えて、デジタル技術及びデータを活用した観光DXの基盤づくり（プラットフォームなど）を行い、それらのデータを分析・活用することで、効果的な観光施策を立案するとともに、ICTを活用した多言語案内やオンデマンドタクシーなどの導入など、これらの取り組みが地域の回遊性と消費額の向上に繋がるかを検証する。

3. 事業内容

(1) プラットフォームの構築

デジタル技術とデータを用いた観光DXの基盤づくりによって、データ分析を行い、域内における消費動向を見える化し、効果的な観光施策等の立案とニーズを先読みできるようなプラットフォームを構築する。

①実施時期

令和4年8月～令和5年2月

②業務内容

- ・市内宿泊施設や店舗等にキャッシュレス決済端末を設置し受入基盤を整備する。
なお、キャッシュレス決済端末は既存サービスの活用も可とする。
- ・端末から収集した統計データやその他ビックデータを定期的に収集できるように整備し、それらのデータを分析・活用できるようにプラットフォームを整備する。

(2) 多言語案内の整備

QRコード付き多言語案内の整備を行い、外国人旅行者の域内回遊を促進し、消費額の向上を図る。

①実施時期

令和4年8月～11月

②業務内容

- ・文化遺産や観光案内に関する情報を掲載した QR コードを作成し、街灯や案内板などに設置する。(英語と中国語は必須とする)

(3) 域内回遊の促進

オンデマンドタクシーの導入もしくは、タクシー会社と連携し、訪日外国人のニーズに合った二次交通を確保して域内の回遊を促進する。

①実施時期

令和4年12月～令和5年2月

②業務内容

- ・スマホアプリもしくは、気軽に予約できるようなプラットフォームを通じて、乗車区間、時間等を指定して利用することができるタクシーを運行する。

(4) モニターツアーの実施

3.(1)～3.(3)の実施を踏まえ、台湾・香港・中国のメディア等を招聘しモニターツアー実施することで、当市の魅力を直接的に伝え、データを収集しフィードバックを図る。

①実施時期

令和4年12月～令和5年2月

②業務内容

- ・新型コロナウイルス感染状況を踏まえつつ、2泊3日程度のメディア等を対象にしたモニターツアーを実施する。
- ・メディアの招聘者に対してアンケート調査を実施する。
- ・招聘者は各国2メディア以上を招聘する。

(5) 報告書の作成

作成にあたっては、以下について留意する。

① 事業検証

上記(1)の調査結果、(2)～(4)の実施結果により、事業効果の検証を行う。

②報告書の作成

上記の検証に基づき、次年度以降の観光DX推進による訪日外国人の回遊性と消費額の向上に向けた事業の発展・展開の方針を妙高市と連携して策定するとともに、事業実施報告書を作成し、フィードバックする。

4. 成果物の提出

(1) 次の事項について、5. の履行期限までに、北陸信越運輸局観光部観光企画課へ

提出する。

- ①事業実施報告書：製本２部（A４判縦カラー）
- ②事業実施報告書概要版２部（主な用途は会議等で用いるプレゼン資料）
- ③電子ファイルは、Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint)において編集可能なファイル形式及びPDF形式の両方とし、CD-Rで提出するものとする。

（２）成果物の提出先

新潟市中央区美咲町１丁目２番１号 新潟美咲合同庁舎２号館
北陸信越運輸局観光部観光企画課

（３）報告書作成にあたって留意する事項

成果物の著作権（電子データに関する著作権法第２３条に規定する公衆送信権を含む。）は、当該の著作権が第三者の権利である場合や別途定める場合を除き、北陸信越運輸局に帰属するものとする。

５．履行期限

令和５年２月２８日（火）まで

６．その他

（１）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。

（２）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行う。

（３）請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（４）事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、北陸信越運輸局に帰属するものとする。

（５）請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。

（６）北陸信越運輸局と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議の上、その指示に従って進める。

（７）事業の実施においては、厚生労働省が公表している「新しい生活様式」の実践例を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分留意する。

７．監督職員

北陸信越運輸局観光部観光企画課 嶋田 実佳